

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL



メディカル クォール

2021

1

JANUARY

No.314

特集

新春特別インタビュー

中川 俊男氏 日本医師会会長

「社会保障は国政の柱であり、政府が国民に提供しなければならぬ責務として財源の確保を求めていく」

インタビューー 医療フォーラム主宰 岩田 明達

第二回日本医療マネジメント学会学術総会レポート・後編
医学・医療の進むべき道やSDGsへの取り組みなど
医療従事者が関心を高めるべき社会的責任もテーマに



《パレメチュシグのミイラ・マスク》
後50～後100年頃
©Staatliche Museen zu Berlin, Ägyptisches Museum und Papyrussammlung / M. Büsing

岩田めい達の医事放談

政治のリーダーシップの崩壊と迫り来るパンデミックへの対応

医療構造改革の今日的課題²⁴⁸

新型コロナパンデミックと菅内閣

医療保障政策研究21

トレンドィ・レポート

「診療報酬改定と新型コロナが医療経営に及ぼす影響と対策」
テーマに第19回日本医療経営学会学術集会在オンライン開催

医療変革期の病院経営戦略²⁶⁷

2021年介護報酬改定へ向けて～介護医療院と老健～
社会福祉法人日本医療伝道会衣笠病院グループ相談役 武藤 正樹

「国立ベルリン・エジプト博物館所蔵 古代エジプト展 江戸東京博物館で2021年4月4日(日)まで開催中 天地創造の神話」は、

徹底解説・医療経営ゼミナール

第103回 医師との契約等に気をつけましょう

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田 茂

<表1>

項目	内容	取り扱い
家事費	自己又は家族の生活費、医療費、娯楽費、家事上の水道光熱費、自宅の修繕費、租税公課、損害保険料、自己及び親族の生命保険料など	必要経費ではない
家事関連費	自宅に係る修繕費、租税公課、損害保険料、事業・家事共用の水道光熱費、車両費など	原則として必要経費に算入できない。ただし、業務の遂行上必要である部分を明らかに区分することができる場合には、その必要である部分は必要経費に該当する

と、消費税の非課税売り上げに該当しないことが明らかになっている。この二つの判例から学ぶことは、たとえフリーランスの医師であつても、その得る収入の所得判定については総合的に判断すること、慎重な判断を求められることの二点をあげることができると。特に、前者の判例のようなトラブル事例が多く、金銭を支払った医療法人側に源泉所得税

<表2>

法人税法基本通達9-2-32

<p>法人が役員の方掌変更又は改選による再任等に際しその役員に対し退職給与として支給した給与については、その支給が、例えば次に掲げるような事実があったことによるものであるなど、その分掌変更等によりその役員としての地位又は職務の内容が激変し、実質的に退職したと同様の事情にあると認められることによるものである場合には、これを退職給与として取り扱うことができる。</p>
<p>(1) 常勤役員が非常勤役員（常時勤務していないものであっても代表権を有する者及び代表権は有しないが実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。）になったこと。</p>
<p>(2) 取締役が監査役（監査役でありながら実質的にその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者及びその法人の株主等で使用人兼務役員とされない役員を除く。）になったこと。</p>
<p>(3) 分掌変更等の後におけるその役員（その分掌変更等の後においてもその法人の経営上主要な地位を占めていると認められる者を除く。）の給与が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。</p>

の再計算、消費税の仕入税額控除の再計算が生じるので厄介である。フリーランスの医師が契約先の医療機関とは完全に独立した（雇用関係にない）医師であり、「好きな時に来て、材料・スタッフ等も自分で用意して、問題が生じたら自ら責任を負う」というスタイルでなければ、医師側も医療機関側も問題が生じることを覚えておいてほしい。

コロナ禍前は、働き方改革もあつて増加していたフリーランス。日本でも、少なくとも労働人口の一〇人に一人はフリーランスといわれている。

ところが、新型コロナウイルスの感染拡大で、発注キャンセルなどが相次ぎ、フリーランスの立場の弱さが顕在化した。そのようななか、昨年言い渡されたフリーランスの医師に関する新たな判決が公表された。表面だけフリーランスの医師に対する警鐘でもある。

今回は、フリーランスの医師の問題と、それに続いて問題が多い役員退職金についてご紹介したい。

○フリーランスの増加

フリーランスとは、会社等に所属せず、仕事に応じて自由に契約する人のことで、契約の結び方に選択肢があり、働く場所や時間の拘束がないこともある。主にライターやカメラマン、デザイナー、プログラマーなどの職種において、個人でクリエイティブな仕事をしている人のことを指すことが多い。

このフリーランスは、サラリーマンのように会社に雇用されていない

ので、「労働基準法」などの労働法規が適用されない。たとえば「労働時間」「休日」「有給休暇」「労働災害での補償」など、会社に勤める人を保護する規定からは対象外となる。つまり、独立した事業主として、多くを自己責任で進めなければならぬ。続々と仕事が舞い込めば、大きく稼ぐこともできるが、働きすぎて体調やメンタルを壊してしまつても、それは自己責任ということになる。

○フリーランスの医師に注意

医師のなかでも麻酔科医については、フリーランスというケースが多く、医師の要求に病院側がそのまま応じたことによる税務上のトラブル事例が多い。背景には、手術を行う病院に常勤の麻酔科医が少ないということがあげられる。

代表的な判例が二つある。一つは、麻酔科医の得た収入が事業所得なのか給与所得なのかという判例（東京地裁 平二三年（行ウ）第二二七号）、もう一つは、麻酔科医の得た収入に概算経費の特例を適用できるのか、その収入は消費税非課税売り上げに該当するののかという判例（東京地裁 平成二八年（行ウ）第四六二号）である。

○フリーランスに対する懸念事項

医療機関に業務委託契約を求めてくるフリーランスの医師のなかには、確定申告上、給与所得では経費を落とすことができないため、業務委託という契約にして、確定申告では個人事業主の事業所得として扱い、さまざまな経費（マイカーの購入費・維持費、家族との食費、家族の洋服代など）を落とす税金の圧縮を図るケースが見受けられる。

ここでいう経費とは、本来は「必要経費」のことであり、「仕事を行うために必要な費用」である。

しかし、一部のフリーランスの医師は、必要経費に「家事費（明らかにプライベート費）」や「家事関連費（一部プライベート費）」をそのまま認めさせてしまつている。

所得税では家事費および家事関連費は原則として必要経費として認められない。家事関連費のうち業務の遂行上必要である部分を明らかに区分することができる場合には、その必要である部分を必要経費に算入できる（表1参照）。

つまり、家事費については必要経費とは認められず、家事関連費のうち、明らかに業務上必要な部分だけが必要経費として認められるという

前者の判例では、委託費名目で收受しているも所得区分は給与所得に該当することが明らかになっている。具体的には、次の四つの要件を満たしている場合、病院が支払った金銭は、委託費であつたとしても給与と認定される。

- ① 非常勤雇用ではあるが、その病院の管理のもと、治療等のスケジュールおよび勤務時間が決められている。
- ② 治療等の提供場所はその病院内である。
- ③ その病院の施設（スタッフも含む）、器具および材料等を使用し治療等を行う。
- ④ 報酬は一日当たりの定額で決められている。

後者の判例では、個人でクリニックを経営する麻酔科医が、他の複数の病院と業務委託契約を締結し、その受け取った麻酔に係る対価を社会保険診療報酬として収入計上し、租税特別措置法第二六条の概算経費の特例を適用し、さらには、その収入をすべて消費税非課税売り上げとして申告していた。

これについて、麻酔科医が主体となつて医療行為を行ったとはいえず、社会保険診療報酬に該当しないため概算経費の特例は適用できないことになるのだ。この解釈を誤っているフリーランスの医師が一部いるということになる。

○役員退職金もねられやすい

医療法人の理事長が退任した時の役員退職金も必ずチェックされる。というのも、常勤医の不足によって、医師である理事長が、理事長を退任したとしても、いきなり一線を退くことが難しい医療法人もあるからだ。結果的に、「職務内容の激変」とはいえないケースで無理して役員退職金を支給すると全額否認される恐れがある（表2参照）。税務調査で問題視されることの多い内容の一つである。

たとえば、職員がまだに理事長と呼んでいる、理事長室に居座つている、人事権がまだにある、銀行の保証から外れていない、銀行との融資交渉に一人で臨んでいる、実印・銀行印を手放さない、といった状況であれば要注意だ。

理事長を退任したとはいえ、経営上の主要な地位を占めていると判断せざるを得ない場合には、支給した役員退職金は税務上費用にならず、役員賞与扱いとなり源泉所得税の徴収もれという結論に至る。